

平成29年12月実施

公売のしおり

入札期間

入札開始日時 平成29年12月14日（木）午前9時

入札締切日時 平成29年12月20日（水）午後3時

公売の場所 土庄町役場1階債権管理室

土庄町

香川県小豆郡土庄町甲559番地2
土庄町役場債権管理室
電話番号 0879-62-7016

第1 手続きの概要

公売の手続等については、公売公告兼見積価額公告に記載した事項のほか次に掲げる取扱手続によって行うこととなりますので、公売財産を買い受けようとする方は、これらの事項を十分承知のうえ公売に参加してください。

入札に際しては、あらかじめ公売財産の現況を確認し、登記登録制度のある財産については、関係公簿類もご確認のうえ入札してください。

「公売公告兼見積価額公告」は土庄町役場債権管理室に写しを備え付けてありますので、閲覧のうえ、財産の明細等をご確認ください。

なお、不明な点については、土庄町役場債権管理室までお問い合わせください。

第2 公売公告から入札締切日までの手順

1. 必要書類の提出

公売に参加する方は、入札書とは別に平成29年12月20日（水）午後3時までに次の書類を土庄町役場債権管理室に提出してください。

<持参していただくもの>

- ① 身分証明書（免許証など、法人の場合は商業登記簿謄本等）
→本人（事業者）確認を行います。代理人の方も必要です。
- ② 印鑑
→入札者が個人の場合はその印鑑（認印可）、法人の場合はその代表者の印鑑、代理人の場合は代理人の印鑑
- ③ 公売参加申込書
→公売に参加する入札者を特定します。
- ④ 公売保証金納付書兼領収書
→公売保証金の領収を確認します。
- ⑤ 公売保証金還付請求書兼口座振替依頼書

→公売保証金を返還することになった場合、返還先の口座振込先を指定するものです。

⑥ 公売保証金充当申出書

→落札した場合、公売保証金を充当するための申出書です。

⑦ 委任状

→代理人が入札する場合、本人の委任状が必要です。

2. 公売保証金の納付

平成29年12月20日（水）午後3時までに、公売物件明細書に記載される保証金を納付しなければ公売に参加することができません。

納付書は土庄町役場債権管理室で発行します。

売却区分番号 29-土-1 : 128,000円

3. 入札による公売

- (1) 入札書は、本町の様式を使用し、字体は鮮明にインク又はボールペンで記入してください。
- (2) 入札者は、所定の入札書により、売却区分番号ごとに入札してください。
- (3) 入札書に記載する住所および氏名は、住民登録上の住所・氏名（法人にあつては、商業登記簿上の所在地・商号）を記載してください。
- (4) 入札書を書き損じたときは、訂正せず、新たな入札用紙を使用してください。
- (5) 入札書の入札価額の頭部には、「¥」の文字を付けてください。
- (6) 入札書の記載にあたっては、入札書の注意事項に留意のうえ記載漏れ、誤記のないことを確かめたうえで提出してください。
- (7) 一度提出した入札書については、引換、変更又は取消しができません。
- (8) 入札をしようとする者が、一つの公売財産について複数の入札書を提出し

た場合には、いずれの入札書も無効とします。

- (9) 入札書には、架空の名義又は他人の名義を使用しないでください。
- (10) 数人が共同して入札する場合（以下「共同入札」という。）にはその旨を明記して連署したうえ、各人の持分を付記してください。この場合において、代表者を指定してください。
- (11) 法人が入札する場合には、その入札行為を行う者の役職及び氏名を入札書の適宜の箇所に記載してください。この場合において、その役職名では代表権限を有するか否か不明の場合には、代表権限を有することを証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）を提出してください。
- (12) 代理人が入札する場合には、代理権限を証する委任状を提出してください
- (13) 入札書は、公売事務に関係のない職員立会いのもと、開札します。
- (14) 入札価額が見積価額以上で、かつ、最高価である者を最高価申込者とし売却決定期日に売却決定します。この場合において、所定の条件を欠いている入札は、入札がなかったものとします。

なお、最高価申込者となるべき同価の最高入札者が2人以上あるときは、その入札者間で追加入札（期日は別に定める）をして最高価申込者を定めます。この場合に、追加入札の価額がなお同価であるときは、くじにより決定します。

ア 追加入札する者が棄権したときは、棄権した者については当初の価額で入札があったものとします。

イ くじをする場合に出席しない者又はくじをしない者があるときは、公売事務に関係のない職員がその者に代わってくじを行います。

ウ 追加入札をする場合の公売保証金は、当初に納付した公売保証金を充当しますので、追加で納付する必要はありません。

エ 公売財産の売却決定は入札書の「入札価額」欄に記載された金額によって行います。

- (15) 不動産等の公売において入札価額が、最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額であり、かつ、最高価額から公売保証金の額を控除した金額以上の額を入札した者は次順位買受申込者となることができます。なお、次順位買受申込者となるべき同価額の入札者が2人以上あるときは、くじにより決定します。

4. 期間入札

(1) 入札書に必要事項を記入の上、指定の封筒に封入、割印の上

平成29年12月14日(木) 午前9時から

平成29年12月20日(水) 午後3時までに

土庄町役場1階債権管理室へ持参してください。

※郵送の場合は、配達証明郵便(入札締め切り日必着)で土庄町役場債権管理室宛に送付してください。封筒の表に「入札書在中」と朱字書きのうえ送付してください。

(2) 開札は、平成29年12月20日(水) 午後3時10分に土庄町役場2階会議室で実施します。必ず出席する必要はありません。入札者及び申込代理人のみ入室可能です。

(3) 開札後、最高価申込者、次順位買受申込者を決定します。決定は文書と電話にて行いますので連絡ができるようにしてください。最高価申込者とならなかった入札者に関しては文書のみのお知らせとなります。

(4) 売却の決定は、平成29年12月27日(水) 午前9時に行います。

5. 買受人の制限

国税徴収法第92条の規定により、当該滞納者及び土庄町に所属する職員で税務事務に従事する職員は、買い受けることができません。徴収法第108条の公売実施の適正化の措置に係る規定に掲げる者に該当する事実があるものについては、公売参加への制限があります。

第3 最高価申込者の決定後の手続き

6. 公売保証金の返還

最高価申込者とならなかった入札者が納付した公売保証金は、公売終了後直ちに返還手続きを行います但振込に5日前後要します。

ただし、次順位買受申込者に対しては、最高価申込者が買受代金を納付した後に返還します。

7. 買受代金の納付

買受人は、入札価額から公売保証金の金額を差し引いた金額を納付期日までに納付してください。

この納付期限までに買受代金の全額を納付しない場合には、売却決定を取り消します。この場合、納付された公売保証金は公売に係る滞納税に充当します。

なお残余がある場合には、これを滞納者に交付します。

(国税徴収法第100条第3項)

- ① 納付期日：平成29年12月27日（水）午後5時まで
- ② 納付方法：指定の納付書で現金にて納付してください。
- ③ 納付場所：土庄町役場出納室

※口座振込で支払い希望の場合は個別に相談します。

8. 権利移転の時期及び危険負担

買受代金を納付した時をもって所有権が移転します。したがって、買受代金納付後は買受人の所有となりますから、財産の棄損、焼失等による損害は、買受人の負担となります。

また、公売物件については現況での公売であり、公売物件について、土庄町は瑕疵担保責任を負いません。買受後の不要な動産の搬出等は買受人となられた方が行うこととなります。

9. 不動産の権利移転手続き

(1) 所有権移転の登記手続きは買受人の請求に基づいて、土庄町が行います。

必要書類を添付して請求してください。登記に必要な費用は買受人の負担となります。

(2) 権利移転に必要な書類及び費用は次のとおりです。(要手数料)

ア 売却決定通知書

イ 住所証明書

(ア) 個人の場合は、住民票の写し

(イ) 法人の場合は、商業登記記載事項証明書

ウ 登録免許税（国税）相当の印紙又は領収証書

